

楽家豊原英秋の偉人説話

——嫡家の継承をめぐつて——

三 島 暁 子

はじめに

楽家「豊原」について、一般的に知られる事柄は少ない。後三年の役に際しての新羅三郎義光・豊原時元間の秘曲伝授説話⁽¹⁾や、室町期の豊原統秋⁽²⁾(系図1)の存在、また彼が著した楽書『體源鈔』⁽³⁾くらいではないだろうか。

しかし近年、王権を象徴する音楽という視点の研究が進んだことにより、北朝後光厳院流の天皇(後光厳→後柏原)と足利将軍に笙の演奏を伝えた家として、豊原家の「役割」が注目されている。冒頭に掲げた『體源鈔』の成立背景としても、統秋が天皇・將軍の笙御師範であったことを切り離して考えることはできない⁽⁴⁾。平安後期からつづく笙の家「豊原」であるが、御師範の役割を得た南北朝・室町期は、それまでとは違う注目すべき活躍の時代なのである。御師範の死去を嘆き出された宸筆女房奉書の存在⁽⁵⁾や、豊原氏の始祖を天武天皇という貴種に改めた系図の作成⁽⁶⁾、地下官人ながら三位の叙位を望んだこと⁽⁷⁾など、具体的事象からもそれは伺える。

では、時を得た南北朝・室町期の豊原の各人は、どのような活動をし

ていたのか。言い換えれば、雅楽の演奏を伝える「楽家」は、どのような活動を行い、その技能はどのように後世に相承されたのだろうか。『體源鈔』卷十三所収の「豊原系図」(系図1)をみるまでもなく、氏は幾つかの家に枝分かれしながら継承されてきた⁽⁸⁾。その過程では「家」としての盛衰も繰り返されてきたであろう。いわゆる嫡流(家)・庶流(家)はどのように補完しつつ、あるいは対立しながら「笙」を相承したのであるか。

本稿で採り上げる豊原英秋(二三四七〜八七)(系図1)は、今日も室町期の文化人として注目される統秋のように高名の人物とはいえない。しかし、『體源鈔』卷十二上にはその教習過程が「英秋当道相伝之事」として特記され、豊原家の偉人として描かれる人物である。その過程は笙楽人の理想形と称えられ、卓越した器用の人物として伝えられる。つまり、「英秋当道相伝之事」は楽人説話として理想化されたものであるが、子孫が高く評価したその意味を考えたい。

理想化された「英秋像」を追うと、嫡流・嫡家とは何かという問題に行き着く。かつて筆者は、統秋が天皇・將軍の笙御師範を勤めたのは我が豊原の「嫡家」であると『體源鈔』中で誇示する一方で、統秋前代の

天皇御師範を庶流（久秋・縁秋・繁秋）（系図1）が務めた事実について、一切言及していないことを指摘した¹⁰。統秋の記述意図に、嫡・庶への明確な区別があった点をふまえ英秋の出自をみると、彼自身は後に第二庶流¹¹と認識される流れに属したが（前出の久秋・縁秋・繁秋に繋がる）、二人の子息量秋・幸秋（系図1）が相次いで嫡家を継承していた。この時期の豊原嫡家では、実子相続に問題が生じていたようである。では、庶流英秋について記された「英秋当道相伝之事」が、豊原嫡家のアイデンティティー結集ともいえるべき『體源鈔』に収められた理由をどの様に考えればよいだろうか。量秋・幸秋の実父記録であるから附加されたと納得してよいのであろうか。

本稿では、家としての継承と楽人としての器用の継承も果たさねばならない「楽家」に視点を置き、英秋の活動期、彼は豊原一族においてどのような役割を果たし、後世ではどのように評価されたのかを明らかにしたい。

一、「英秋当道相伝之事」にみる豊原英秋像

事典『雅楽観賞』¹²には「豊原英秋」が立項され、東儀鉄笛¹³、平出久雄¹⁴による楽人伝の項目にも英秋は登場する。いずれの記述も『體源鈔』の「英秋当道相伝之事」（以下「英秋当道」）に基づくものであるから、まずは「英秋当道」から読みとれる英秋像を捉えてみたい。

「英秋当道」が収められる巻十二上には、伝授に関わるものや（蕪合香秘説日記事¹⁵など）、豊原家の先例記録（「代々大鼓所作少々載之」など）が多く収録される。『體源鈔』の構成の中では、楽曲関係の巻というより、豊原の「家」に関わる資料の巻といえる。また、豊原個々人の説話は『體源鈔』中に散見するが、それぞれ一つのエピソードとして短く語られる類である。「英秋当道」のように長文（京都大学附属図書館

蔵菊亭家旧蔵本では七丁分を割く）、かつ個人の成長過程を説話化したものは全巻を通じて他に無い。分量、内容において異彩を放つ記事で1にて一歳から十五歳の英秋事歴としてまとめた。

英秋は後に第二分家の祖と捉えられる豊原成秋（系図1）を父とし、貞和三年（一三四七）正月九日に誕生した。以降、笙の最秘曲「荒序」¹⁶を相伝して「十五才ニテ道極ル」と讃えられるに至るまで、年ごとの教習状況と逸話が記されている。注目すべき事柄は多いが、まずは豊原家の慣習として読みとれる点をみてゆこう。

『體源鈔』には「八幡宮正月神事」、「宮寺恒例神事八幡宮次第略記」など、石清水八幡宮への参仕に関わる記述が収録される¹⁶。石清水八幡宮が豊原氏の大きな活動の場であったことが分かるが、英秋も同宮にて「松若（丸）」という幼名を授かっている（二歳）。また、童として放生会に加わり（十一歳）、元服を済ませると翌年の正月に出仕始を行い（十二歳）、以降の神事に参仕したと思われる。

六歳の記述に「七歳ニテ当家ニハ笙始ヲツケタル間、ソレヨリサキニハ笙吹事ナキニヨリテ、竹名マテウタウ也」とある。七歳以前は唱歌による教習で、七歳から笙を吹き始めることが豊原家の慣例であったと判明する。七歳時の記述は笙始から始まるが、同日に袴着の儀とあり、笙始は通過儀礼と連動している¹⁷。八歳では笙の他に大鼓をも学ぶことを望む。器用を認められ、九歳で祖父龍秋（系図1）より秘曲「蘇合」を授けられる。十一歳の年末に元服し、やがて十五歳で最終段階の秘曲「荒序」を龍秋（当時、入道して龍覚）から授けられた。「如レ此十五才ニテ道極ル事、故兼秋并英秋也、此両人之外更上古ニモ無レ之、況ヤ末代ニライテヲヤ、難レ有事共以ニ堪能無ニ比類一者也」という賞讃の語で本文は終わるのである。

さて、そもそも「英秋当道」は、英秋子息の豊原量秋が著したものである。文末には「於三末代一守レ之、幼少之時如レ形モ道ノ次第伝授之年齡可二存知一可レ恐^ル後生一ト侍者、又若器用者モ可二出来一、然者涯分稽古可レ教之事也」と、量秋の記述意図を推測した統秋の解釈が続く。豊原家の者は形式的にでも幼少時の伝授の段階として英秋の例を意識して、これに倣うべきだと述べる。また、(英秋のような例もあるのだから)器用の者が出たならば、その分に応じて伝授をするようにと結ぶ。つまり徹頭徹尾、群を抜く英秋の器用が讃えられ、彼に倣うことが目標とされているのである。後の豊原家において、英秋が理想化され、偉人視されていたことが理解できる。

楽家の場合、誰から伝授されたのかという点が第一に重要となるが、この点に関しては、父成秋はもとより祖父龍秋からも伝授を受けたことが分かる。父子間の伝授は家として自然な相承といえるが、笙始(七歳・秘曲「蘇合」(九歳)・最秘曲「荒序」(十五歳)の伝授は龍秋からと分⁽¹⁸⁾かり、英秋は笙相承の面で祖父龍秋との関わりが深い(表一ゴチック部分)。また、一歳時の記述には「祖父龍秋ノ名ヲハ付給ケリ、我名ヲユツリテ付ル也ト云々、其後二歳ニテ八幡社參シテ、高良ノ松童ニテ名ヲ付畢、是モタカハス松若ト付、アリカタキ不思議事也」とある。まず龍秋の幼名を譲られ、石清水八幡の高良社松童で付けられた「松若(丸)」の名も龍秋の時と同じであった。このほか、袴着の袴親、元服の烏帽子親も龍秋が勤めたことが記されている。笙の相承・通過儀礼のいずれにおいても、父以上に英秋と祖父龍秋の関係が強調されている。

足利将軍家との関わりにも注目したい。笙始(七歳)は将軍家から貸し与えられた銘器「達智門」を用いており、祝の御馬も下賜された。また父成秋が足利基氏の笙の師範であった縁と思われるが、基氏から袴着の祝として直垂が下された。八歳では尊氏の御前で演奏して御小袖一重

を下賜され、九歳の秘曲「蘇合」の伝授に際しても、将軍家から御馬を、基氏からは基氏自身が御笙始に用いた銘器「小笙」を下賜されたのである。「蘇合」の伝授では尊氏配下の有力武将である細川相州清氏⁽¹⁹⁾からも祝いがあり、将軍家近習の面々から祝いの訪問も受けている。このほか、九歳・十二歳時に将軍家天神講⁽²¹⁾での楽に加わった点など記されて、英秋は早くから将軍家に目をかけられ、将軍家の演奏の場に加わっていた事が分かる。

英秋への讃辞は、禁中での御楽、天皇家との関わりについても勿論記されている。後光厳天皇は山科中将教言を介して松若丸と成秋を禁中に召しており(十一歳)、その演奏については「頗有^二御感^一面目之至」⁽²⁰⁾「コレホトノ面目ハアラシト人々申ケリ」と讃えられた。その後、後光厳は英秋の元服時に冠を下賜しており(十一歳)、右兵衛尉拝賀の際(十三歳)には、特に奏楽を命じてもいる。しかしながら、先に見た将軍家との関わりに比すと、英秋事歴の讃辞として一層関わり深いのは将軍家との関係である。

以上のように、英秋の秀逸ぶりを伝える「英秋当道」の記述からは、笙を祖父龍秋(重要な秘曲は特に)、父成秋より相承した点と、その器用を将軍家と天皇家双方から賞せられたことが分かる。特に将軍家との関わりが詳細に記されているが、これは以降の英秋の活動とも関わると思われるので、次に十五歳以降の英秋像についてみてゆくこととする。

二、十五歳以降の豊原英秋像

前章でみた相伝過程を記した説話によれば、幼少より秀才ぶりを賞された英秋である。しかしながら、管見では当時の古記録にそのような逸話は見出せなかった。「園太暦」⁽²²⁾「後愚昧記」⁽²³⁾などにおいて、禁中御楽の参任交名として名が載る程度である。彼の活動の軌跡を追うには「英

秋当道」と同様に、『體源鈔』所収の記録に頼らざるを得ない。表1の「英秋十五歳以降の事歴は、「禁裏御笙始代々之御例」「將軍家御笙沙汰記」「代々大鼓所作少々載之」「代々公私荒序所作事」「豊原系図」等の『體源鈔』卷十一〜十三所収記事を主な典拠としてまとめたものである。

英秋十七歳で祖父龍秋、十八歳で父成秋が相次いで没する。貞治三年（一三三六）の成秋没後、英秋はその代として関東に下り、足利基氏のもとでの活動となった。貞治六年（一三六七）に基氏が没すると、再び京に戻り、以降、二十代前半は禁裏での大鼓所作が認められる。その他、応安元年の後光厳天皇灌頂に際しての「英秋記」が残ること、応安七年に物語として九州に下向している点が目玉である。

豊原の笙相承を担う者としてその役割が目玉されるようになるのは、永和元年（一三七五）の後円融天皇御笙始からといえる。このとき笙一者であり、天皇の御師範を勤める伯父豊原信秋は中風を患っており、「信秋手不_レ合」期間、為_二代官_一為_二所作_一也⁽²⁶⁾（以下、史料の送り点・返り点・句点・傍線は筆者が補った）として英秋が登場するのである。

さて、英秋の伯父豊原信秋が記した応安七年（一三七四）の記録「豊原信秋記」⁽²⁷⁾は、奏楽参仕の楽人交名を多く載せ、豊原一族の座次を理解し得る好史料である。これをもとに左を上位として表1の豊原家座次部分で示すのが、本稿に関わる豊原各人の関係である。併せて生没の状況を記した⁽²⁸⁾。

前年の座次を参考に永和元年の豊原各家の構成を確認しておきたい。まず、嫡家信秋が笙一者。また、信秋の跡を継ぐはずであった二人の実子、師秋・音秋が早死していた。詳細を記せば、延文五年（一三六〇）に嫡男師秋が早死の後、信秋は次男音秋に未来を託したと思われるのだが、その音秋が没したのも永和元年であった。時に英秋実子量秋は七歳⁽²⁹⁾、豊原家の慣例として笙始を行う年齢である。量秋が嫡家に迎えられた時

期は不明だが、音秋早死に遭い、幼くして嫡家後継ぎと目された可能性は高いだろう⁽³¹⁾。

さて、信秋に次ぐ座次には第一分家の惟秋・国秋（系図1）と続き、そして英秋となる。早くから別れた第一分家の者は嫡流から「他流」と呼ばれ、奏楽の場に共に参仕する一方で、秘曲「荒序」の所作をめぐって嫡家と対立する関係でもある。これに対し、信秋と英秋は伯父甥の關係である。英秋が信秋の代を勤めることとなったのは、一族座次の面からも矛盾はない。

信秋の中風傾いは快方に向かうことなく、康暦元年（一三七九）の足利義満の笙始でも「信秋依_二病氣_一以_二代官英秋義_一吹_レ之⁽³³⁾」とある。また、永徳二年（一三八二）の後小松天皇への「蘇合」御伝授も同様であった⁽³⁴⁾。中風、すなわち手の自由が効かない以上、満足な演奏は無理である。信秋から英秋へと、奏楽の場における世代交代があったことは、康暦元年、永徳元年（一三八一）に英秋が秘曲「荒序」所作（表1―豊原家座次・英秋欄）の機会を得たことから歴然である。

信秋の役割を英秋が実質的に担うようになった時期は、ちょうど足利義満が笙を權威の象徴として積極的に用い始めた時期でもある。この点は坂本麻実子の先行研究⁽³⁵⁾に詳しい。義満は禁裏・將軍邸などに度々奏楽の場を設けて笙を吹き、また、笙の兄弟子であった後円融天皇を驚異的な速さで追い抜き、やがては義満自身が後小松天皇に笙を伝授するに至るのである。笙の相承において、天皇家の上位にたつた訳で、そのため

に英秋が將軍家の笙を支える人物として重用されたということである。坂本も言及のとおり、「荒序」所作において、英秋が將軍家の「達智門」を用いることが出来たのも、義満による重用の傍証といえる。また、義満は永徳元年に任大臣大饗を約五十年ぶりに営んだが、その際地下召人として延（信）秋・英秋以下の楽人達を加えている⁽³⁷⁾。特に英秋に関して

は『荒曆』に「且英秋着座可^レ為^二將軍本意^一歟云々⁽³⁸⁾」と記されており、義満の意による決定であったことを伺わせる。

義満と英秋の關係は、笙の演奏にとどまらないことを示す史料も示しておきたい。義満は北野天満宮に祈願して子息義持を授かると、至徳三(一三八六)年二月、これに謝するために同社の御輿造替と回廊の修繕を行った。その際、英秋が「具足奉行」に任じられ、造管に関わる料足の管理を行ったことが確認できるのである。北野社の奏楽に携わっていた豊原氏だが、「具足奉行」は楽人としての役目とは性格の異なるものである。英秋が任じられた経緯は不明だが、やはり義満による英秋重用を物語る傍証といえる。

このように、名目上の存在として嫡家信秋の存在は上位にあるが、永和以降、天皇や將軍の實質的な笙御師範として奏樂の場で活躍したのは英秋であることが『體源鈔』の諸資料から分かる。また、豊原の手によらない記録類からも義満の英秋重用が裏付けられる。つまり、英秋が豊原家嫡流を牽引する重要人物であったことが浮かび上がるのである。

三、中継ぎとしての豊原英秋

『體源鈔』より浮かぶ英秋像を、嫡家との関わりのなかから再度振り返ってみたい。

「龍秋—信秋—信秋実子」と継承されるはずであった豊原嫡家であるが、信秋実子の相次ぐ早死により、継承問題に直面したのが永和元年(一二七五)である。時を同じくして、信秋自身も演奏不自由という健康上の問題を抱えていた。⁽⁴¹⁾このような状況にあつて、天皇・將軍の御師範代として實質的な活動を担ったのが信秋甥の英秋であった。嫡家に迎えられた英秋息の量秋だが、信秋の健康状況を鑑みれば、『體源鈔』卷十三所収の「相承系図」(系図2)にある「龍秋—信秋—量秋」という

量秋への伝授も、實質的に英秋が代つたと考えるのが自然である。この点は「相承系図」の吊りから窺い知ることができないが、「信秋(代英秋)—量秋」と、実父英秋の存在が無くてはならなかったのである。

ここで思い起こしたいのは、英秋の教習過程である。英秋の相承は「成秋—英秋」(系図2)となっているが、一章でみたように、量秋が記した「英秋当道」では「龍秋—英秋」と、嫡家の祖父龍秋から英秋へとという相承が強調されていた。つまり記主量秋の立場にたつてこの記録をみれば、実体験としてある「英秋—量秋」という相承が、「龍秋—英秋—量秋」と、やはり嫡家の龍秋に繋がることを保証する存在に成り得たのではないだろうか。

さて、その後至徳三年(一三八六)に信秋が六十九歳で、翌四年(一三八七)には英秋が四十一歳で没し、量秋は若くして後盾を失った。秘曲「荒序」は十七歳で相伝と『體源鈔』にあるが、後にこれを足利義満より授けられた(系図2)。

御奥書(朱)

羅陵王荒序

右大曲者豊原嫡々相承之深奥也、而故信秋不^レ残^二説々^一口伝悉所^二伝授^一也、時又任^二申置之旨^一秘説等返^レ授^二量秋^一者也、且為^二公私之佳例^一、且叶^二時元之芳躅^一歟、縦雖^二年老上首之輩^一所作事対^二量秋之子孫^一不^レ可^レ有^二異論^一者也、

明徳三年八月廿一日

従一位 御判

將軍家進上信秋奥書

右曲者嫡々相承之深秘也、然問御伝授聊雖^レ為^二早速^一、云^二御数寄^一云^二御堪能^一更無^二比類^一之上、信秋所勞危急之間不^レ殘^二説々^一

口伝所^レ奉^レ授^二内大臣家^一也、於^二御練習^一者申^二置英秋^一訖、將又孫子量秋年少之間未^レ授^二当曲^一、且為^二公私之佳例^一之上者、被^レ返^二下御説^一可^レ備^二当道之眉目^一者也、

永徳元年八月廿七日 從四位下行雅楽頭豊原朝臣信秋 判

〔代々公私荒序所作事〕『體源鈔』卷十三

明徳三年の義満より量秋への明徳の「荒序」返伝授奥書には、本稿の冒頭で掲げた後三年の役の伝授説話をふまえ、かねて信秋が義満に伝えていた「豊原嫡々相承之深奥」を量秋に授け返す旨が記される。「任申置之旨」とは信秋が永徳時の奥書傍線部で記した内容である。併せてその所作権に關しても、たとえ年老や上首であつても、「量秋之子孫」¹¹ 豊原嫡々に対して、異論を唱えてはならないと、義満が嫡家の権利として保証する。

このように、時の権力者を相承の系図中に戴くことは、権威付としても非常に有効である。永徳の奥書に「所勞危急之間」と記したように、自身の健康狀況が悪化するなかで、義満からの返伝授の約束を取り付けたことは、まだ年若い量秋の今後を安泰とするために、信秋が採り得た最良の策であつただろう。現に永和元年の常楽会において、「嫡々相承之深秘」であるはずの「荒序」所作は、第一分家の惟秋が行なつていた（表1—豊原家座次・惟秋欄）。まさに嫡家の庇護を義満に求めなくてはならない情況を経験していたのであつた。そしてこの策を可能にしたのが英秋である。永徳の奥書に「於御練習者申置英秋訖」とあるように、實質的に義満への相伝を可能としたのは英秋の存在であり、「信秋（英秋）—義満—量秋」と、ここでも英秋の役割りが嫡流継承のために不可欠であつた。

信秋から量秋への相承に問題があつたことをみたが、豊原嫡家は大き

な危機をすでに南北朝初期、豊原兼秋（系図1）の時に経験していた。この点は荻美津夫の先行研究⁽⁴³⁾が詳しい。要点を記せば、後醍醐天皇に從つた嫡家の豊原兼秋とその子息は北朝政權下にあつて勢力を失ひ、南朝方に与しなかつた龍秋をして嫡家を継承させたのであつた。兼秋とは、「英秋当道」に「十五才ニテ道極ル事、故兼秋并英秋也」と記されたその人物である。

英秋は天皇・將軍の御師範代を勤め、また、秘曲「荒序」所作の機会を得ているのだから、確かに器用の者であつただろう。しかし、筆者がさらに重要と考えるのは、英秋の逸材ぶりを強調する過程で、「兼秋」「龍秋」という嫡家の二人が登場することである。英秋は龍秋から伝授を受け十五歳で笙の道を極めたが、そのような例は兼秋と英秋のただ二人であると「英秋当道」は結んであつた。このように総括することで、英秋について、直接の技能は祖父龍秋から受け、もつて生まれた器用はさらに遡る本流兼秋に相当すると述べたことにならう。

荻が明らかにしたように、兼秋は豊原嫡家の系図上のキーパーソンである。また、『體源鈔』で伝来家譜の筆頭に兼秋⁽⁴⁴⁾の譜が挙がるように、室町期豊原嫡家が譜本の拠り所として遡り得る直接の祖は兼秋といえる。その兼秋から嫡家を継承することとなり、後光厳天皇の御師範として豊原家の新たな「役割」を開いた龍秋。豊原嫡家の中興の祖ともいべきこの兩名と英秋が結び付けられ、説話化されている意味は大きい。先に筆者は「英秋当道」の機能として、嫡家（龍秋—信秋）の系譜に量秋自身が位置づくことを保証する、精神的支えとなつた可能性を指摘した。しかし英秋の偉人説話の役割はそこに止まらないだろう。英秋を通じて、室町期豊原家が實質的な拠りどころとした兼秋まで、その系譜を繋ぐ側面も有したのではないだろうか。

量秋は幼くして信秋の跡継ぎと目されたであろうことは先に述べた。

また、前出の永徳元年「將軍家進上信秋奥書」においても、信秋は「豊原嫡々」を受け継ぐべき人物として量秋を指名し、英秋はあくまで「代」としての扱いであった。英秋後半生における豊原家の情況は、信秋は病で量秋は幼い。加えて、すぐ後で見られるように、この時期第一分家の攻勢がみられた。つまり嫡家の権利、その継承が危うい状況であったと思われる。英秋にしてみれば、時の権力者義満の重用があるとはいっても、第一分家に主導権を奪われないことが急務であり、病の叔父を助け、実子の量秋を補佐する役割であることを承知していたのではないだろうか。量秋は英秋実子であったからこそ嫡家に迎えられると言え換えることもできるだろう。

だが、幼い量秋ではなく、実質的な役割を任せ英秋を後継とする道もあったと考えられる。信秋はなぜ不自由の身ながらその地位に留まっていたのか。この点に明確な回答を導くことは難しいが、英秋がもう少し長命であったなら、あるいは信秋がもう少し早く没したならば、「信秋―英秋―量秋」と嫡家の系譜に入った可能性もあったのではないだろうか。応永五年（一三九八）の常楽会における「荒序」所作をめぐり、量秋と第一分家の国秋が争った経緯のなかに、英秋が嫡家と同等に扱われた点を見いだすことができる。

今度常楽会将軍家為御見物被レ執二行之一、荒序所作人自三室町殿御点也、国秋訴訟申云、当寺大曲所作当流之外他人所作無レ之、今度可レ奏之由申云々、太以無レ謂、則去正和五年常楽会兼秋令二所作一了、其後又去觀応元年常楽会荒序有レ之、于レ時寺務大乘院殿龍秋信秋親子共既所作了、惟秋未レ被二所作一之由歎申可レ免歎之由被二仰下一間、親子共既所作之上者無二所存一由申間御感被レ下二御教書一、彼御教書有二此家一、仍惟秋初令二所作一、又去永和元年

常楽会荒序有レ之、惟秋衆徒ヲ相語一献ノ致二沙汰一、不レ及二是非一沙汰無理所望之間、不レ及二是非一、此段申上之間、尤有二三其謂一、仍量秋被二仰下一条眉目至也、兼秋以後当流龍秋信秋英秋三代常楽会荒序無二所作一、今度令二御所作一条尤以珍重事也、室町殿御意之至面目之至無レ極者也、

（代々公私荒序所作事）

ここでは興福寺の常楽会における「荒序」所作の権利を、量秋の当流（嫡流）と第一分家国秋の当流が争ってきた経緯が記されている。国秋（系図一）の「当流」からみれば、豊原嫡家は「当流之外他人」であり、常楽会での大曲Ⅱ「荒序」所作は「当流之外他人所作無レ之」と、第一分家の側に権利があったと主張する。これ対して嫡家側も正和五年（一三二六）兼秋所作の例を挙げる。また、第一分家の惟秋所作の二例についても、観応元年（一三五〇）はその機会を未だ得ずという嘆願によったこと、永和元年は無理の所望によつてのことであったと反論した。義満によつて、この度応永五年の所作は嫡家量秋と決まったが、それは「兼秋以後当流龍秋信秋英秋三代」には無かつたことで珍重であるとす。これにより量秋は、自らに繋がる当流を「龍秋―信秋―英秋」と捉え、英秋を嫡家の二人と同列にみていることがわかる。

また傍証の域を出るものではないが、信秋・幸秋・重秋・統秋など、嫡家が任じられる傾向にある筑後守に、英秋も任じられたことが挙げられる。⁴⁶さらに、豊原統秋は「英秋日記」を所持していたことが確認でき、⁴⁷『體源鈔』卷十一上の「代々中殿作文御遊伶人歌楽等事」注記にも、「高祖英秋自筆記之写、入レ之」とある。統秋は英秋を「高祖」と捉え、英秋自筆の記録類を所持していたのである。家の継承と家記の伝来が不可分の関係にある点から考えても、自筆日記が第二分家ではなく、統秋の

元にある点は大きいだろう。『體源鈔』に英秋の事跡を記して称えたという事実こそ、英秋を嫡流の構成員と捉えた証ではないだろうか。

四、庶流の自立と嫡家―豊原英秋以降の嫡家と第二分家―

『體源鈔』の中から、英秋が嫡流と見なされた可能を指摘したわけだが、〔豊原系図〕・〔相承系図〕(系図1・2)において、英秋は明らかに嫡家の吊りの中に入っていない。『體源鈔』本文では、嫡流になくてもならない存在として扱うのに、この矛盾はどのように考えればよいだろうか。

その答えは英秋以降の第二分家の活躍に求めることが出来るだろう。前稿⁽⁴⁹⁾で筆者が考察したなかから、英秋以降の嫡家と庶家の間にあった相論をまとめてみると、次のようになる(○は利を得た方である)。

永享七 (一四三五) 重秋(嫡) 対 ○久秋(第二)

【後花園天皇御師範】

永享七 (一四三五) 重秋(嫡) 対 ○久秋(第二)

【「荒序」所作】

永享十 (一四三八) 重秋(嫡)・久秋(第二) 対 ○家秋(第一)

【足利義教勸気】

文明十三(一四八一) ○統秋(嫡) 対 縁秋(第二)

【足利義尚御師範】

久秋・縁秋(系図1)は英秋の弟定秋の息で、相承は嫡家を継いだ幸秋(実は英秋息)から受けている。永享十年の例のように、嫡家・第二分家対第一分家という構図もみられるが、嫡家と御師範や所作の権利を争う人物として第二分家の人物が登場するのである。第二分家の成立の契機や基盤については稿を改めるが、統秋の父重秋は縁秋・繁秋に御師範の座を奪われており、嫡家としての面目を奪われた形であることは前

稿でみた。重秋・統秋父子にとって成秋子孫の第二分家は、第一分家以上に嫡家を脅かす存在となっていた。

嫡家相続の危機に際して、補完しうる存在として兄弟、甥の存在は大きい。しかし、嫡家をもり立てる存在であることを自覚する一方で、補完しうる資格を有すれば、同時に権利を争う間柄にも成り得る。室町後期の第二分家が、まさに對抗勢力になっていったのである。

『體源鈔』にみえる英秋への二面的な位置づけ(豊原家の偉人として説話化する一方、あくまで信秋「代」という存在であり、系図類では嫡家と区別する)は、南北朝期と室町後期の各時期における豊原嫡家の状況を反映したものではないだろうか。『體源鈔』の英秋説話は、量秋・幸秋の実父として入り込んだという以上に、兄弟・伯父甥が一致協力して嫡家を盛り立てねばならなかった状況を示すものと考ええる。庶流ながら注目された人物には、英秋の父成秋もいる⁽⁵⁰⁾。彼らはちょうど南北朝初めの嫡家継承の危機、兼秋から龍秋への転換期と、豊原家が將軍・天皇の御師範として活躍しはじめた時代の人物である。だが、やがて嫡家としての体制を整えてしまえば、また、整えるためにもその相承系譜は所謂一子相伝で繋がった方が良いのだろう。勢力を持ちすぎた分家はやがて邪魔な存在になり、英秋はそうした過程で嫡家の系図類から遠ざけられたのではないだろうか。

本稿で検討した『體源鈔』や「相承系図」などの編纂物は、重層的にその時々解釈が紛れ込む性質のものである。英秋という人物の評価を通じて、南北朝・室町期の豊原嫡家の揺らぎと回復の一端が浮かんでくるのである。

付論 『瑞鳳集』の奥書をめぐって

応安三年三月八日

左近衛將監豊原英秋判

豊原英秋が山科中将のために書いた笙譜に『瑞鳳集』（京都大学附属図書館蔵）がある。元禄九年（一六九八）の転写になるものだが、本奥書に応安三年（一三七〇）三月八日の日付を有する。近年、近藤静乃がこの譜に注目し、音楽学の立場からの見解を報告している。⁽⁵²⁾すなわち、南北朝期の豊原家笙譜を分析する上で重要な史料であり、以降の豊原家嫡流の譜に引き継がれたものであると導く。相承の根本を成す譜本の分析から、英秋が嫡家の継承にとって重要な人物であったことを論じたもので、本稿で筆者が導いた主旨と着地点が重なる。しかしながら、奥書に記された山科中将・豊原英秋・応安三年というキーワードから、筆者はこの笙譜の成立年代に関して、現段階では慎重になるべきだと考える。音楽学的分析は筆者の力の及ぶところではないが、奥書を手がかりに疑問点を述べ、先学諸賢の教えを乞いたい。

『瑞鳳集』（六卷六冊）の書誌は近藤の先行研究が詳しく、本稿では問題となる奥書について検討したい。奥書は次のとおりである。（以下、史料の送り点・返り点・句点・傍線は筆者が補った）

【志越調巻本奥書】

右譜所レ書ニ進山科中将殿一也、只拍子・楽拍子・管絃立等当流常用大略注載レ之、更不レ可レ有ニ外見一、御子息并御門弟之内、有ニ御器用一者御相統不レ可レ有ニ相違一、不レ然者可レ返ニ下当家者也、

右譜所レ書ニ進山科中将殿一也、

応安三年三月八日

左近衛將監豊原英秋判

【志越調巻以外の本奥書】

右譜所レ書ニ進山科中将殿一也、

最大の疑問点は、「山科中将」とは誰かという点である。『公卿補任』や応安三年の古記録からはこの年に山科中将を称する人物を確認できないが、近藤はこれを山科教言と比定する。しかし、教言は貞治元年（一三六二）に右衛門督（翌年に辞す）⁽⁵³⁾であり、応安三年時には「前右衛門督」とするのが自然である。一章の英秋十一歳例でみたように、教言が山科中将を称した頃の英秋は、元服前後の年齢である。奏楽の場を共にする教言と英秋の間柄にあつて、「前右衛門督」ではなく、あえて下位の「山科中将」としなければならぬ理由を筆者は見いだせない。

山科家は近衛少中将を経て中大納言に至る羽林家の家格であるから、中将を称する時期を経る人物は相当数になる。また、笙の相承系譜にも山科家の人物が多く載り、教言を例にとれば、龍秋からの伝授時は中将、龍秋息の信秋からでは民部卿と、昇進の過程が明確に書き分けられている（系図2）。教言以外の可能性を考えるのが自然であるが、子息教藤が右中将に叙されるが応安七年⁽⁵⁴⁾である等、やはり応安三年の山科中将に比定しうる人物は浮かばない。「山科中将」に関しては、手詰まりとなってしまうのである。

では、英秋について視点を変えてみてみたい。左近衛將監に叙された年は確認できないが、応安七年時に六位であることが確認できる。⁽⁵⁵⁾応安時「左近衛將監豊原英秋」という点に問題はないだろう。また、奥付の「三月八日」という日付に注目すれば、同年三月四日に御遊、同月二十四日に禁中舞御覧が催されている。⁽⁵⁶⁾この譜がこうした楽会に関わって書かれた可能性を指摘できるだろう。だが手がかりを個別にみても、山科中将と豊原英秋・応安三年という組み合わせを満たす説明は得られない。さて、時代は応永年間に下るが、『教言卿記』⁽⁵⁷⁾の記述から教言が英秋

笙譜を所持していた点は確實である。

応永十二年十一月二十一日条

一、譜、氏秋平調・双調・黄調・大調書レ之、幸秋ハ盤涉調・忝越調書レ之、両輩神妙書ニ出之、追可ニ謝仰、故英秋自筆秘藏本ニテ沙汰之、可ニ秘藏一也、

応永十四年六月二十五日条

一、内裏ヨリ来月右大将殿拜賀、可レ有ニ御前召一歟、然者可レ為ニ御物具一、御引直衣并御打衣可ニ用意一之由被ニ仰下、次予ニ被レ仰レ之、英秋譜所持被ニ御覽一、可レ有ニ新調一之由被ニ仰下一之間、先立如ニ申入一、重書共■先日炎上之時預ニ置他所一、未ニ召寄一、仍ニ三帖譜進ニ上之、此本ハ英秋書譜ヲ不ニ相違ニ氏秋・幸秋ニ書写、無ニ外見一教豊秘藏譜也、以レ之可レ有ニ御沙汰一歟、何様召寄可ニ進覽一之旨申ニ御返事一、三帖譜即進上也、

応永十四年十月晦日条

一、禁裏御譜夜前雖ニ到来一、夜陰之間不ニ進上、今日ハ例日之間、明日早々可ニ進上者也、氏秋一筆書レ之、本ハ予三帖之譜也、

応永十四年十一月二日条

一、内裏御笙譜一部三帖、定秋被ニ進上、氏秋一筆書進上者也、神妙々々由有ニ勅定一也、

〔故英秋自筆秘藏本〕(A)を教言は所持しており、孫教豊の万秋楽伝授に際し、これを豊原氏秋・幸秋に書写させて与えたものが「三帖譜」(B)である。また、英秋譜の存在を知った後小松天皇の求めに応じて進上したものが、氏秋一筆による「三帖譜」の転写本、「禁裏(内裏)御笙譜一部(三帖)」(B')である。⁽⁵⁹⁾

(A)から(B)への転写経緯は、『瑞鳳集』奥書に「御子息并御門弟之内、有ニ御器用一者御相統不レ可レ有ニ相違」と記された点の實踐と

もいえる。(A)「英秋自筆秘藏本」||「瑞鳳集」の関係に矛盾は無いように思われるが断定はできず、未知の英秋譜を想定する必要もあろう。

やはり応安三年の山科中将を教言と比定する確証は今のところない。とすれば、この奥書自体を疑ってみる必要はないだろうか。「教言卿記」の記述をもとに、『瑞鳳集』奥書が後に作成された可能性もあるだろう。

「英秋当道相伝之事」で見たように、英秋は量秋以降、豊原家の偉人として伝えられる人物である。後世の者が「英秋譜」に仮託する可能性は大きい。このことは、『瑞鳳集』が「英秋譜」であることを根本から問い直す問題となる。

二種類ある『瑞鳳集』奥書に注目すると、全巻に共通するのは傍線部の文言である。忝越調に関しては、「右譜所書進山科中将殿也」の文言が冒頭と年号の前と二度記されており、筆者はこの点に違和感を感じている。「山科中将」と「応安三年」という組み合わせに合理的解決を見いだせない点も、その文言は二度目の「右譜所書進山科中将殿也」以降、つまり傍線部において含まれる。奥書前半の部分からは「山科中将へ当流(豊原)の説を書参らせた譜」という情報のみになり、応安三年という成立年は現れてこない。

また、『瑞鳳集』奥書には、譜本を相続するにふさわしい者がいないならば当家||豊原家に返すようにと記してあった。これは、当流豊原家を代表する立場の発言といえないだろうか。英秋の「荒序」相伝時には、入道した祖父龍秋・「斯道棟梁」である伯父信秋が相伝の奥書を書き、父成秋からの相伝は彼らの一日後の日付となっていた。⁽⁶⁰⁾つまり、豊原一族においても、棟梁||当流豊原の代表者への敬意が見てとれる。譜本の授与、書写に関わる研究を進めてゆく上で留意すべき点である。この点からみれば、英秋が「不レ然者可レ返ニ下当家一者也」と述べるには、応安三年はまだ時期が早くはないだろうか。

一つの可能性として、筆者はこの奥書の一部、つまり傍線部の記述が後世の偽作ではないかと考えている。何らかの理由によって失われた当初の奥書（折本であった）を補う過程で、忝越調冒頭の「右譜所書進山科中将殿也」を引用し、応安三年と英秋という組み合わせとなつたのではないだろうか。応安三年と英秋ということなく奥書前半を考えてみれば、「御子息并御門弟」にこの譜を伝え得ることのできる山科中将言として、相応しいのはやはり山科家当主であろう。現在のところ、筆者も山科中将言の可能性がある高いと考える。『瑞鳳集』については英秋よりも遡り、教言に伝授を行なつた龍秋・信秋の譜の可能性もあるのではと推測する。⁽⁶¹⁾

近藤による精力的な豊原家笙譜の比較検討には敬意を払うものであるが、検討の過程で比較譜本の性格、位置づけが充分なされているとはいえず、結果、その類推は性急な感を否めない。例えば、勅命によって進上の譜、豊原家における教習用の譜、山科家のための譜など、どのような目的で誰に宛てて書かれたものなのかによって、当然その性格も違ってくるものと予測される。この点への考察こそ重要であろう。もともと筆者は肝心の「譜」自体の分析に立ち入ることなく、奥書や周辺史料からのみの発言と言わざるをえない自戒はある。その意味では、「山科中将」の比定は筆者に課せられた課題なのだが、まずはこの奥書の真偽についての問題提起をその取り掛かりとしたい。

〔註〕

- (1) 新羅三郎義光と豊原時元間の説話と考えられるが、「時秋物語」（『群書類従』第二七輯所収）として知られ、類似説話は多い。授けられる豊原の人物・秘曲名・伝授場所などに異同がみられる。
- (2) 豊原統秋については、楽人としての役割よりも和歌を通じての三条西

実隆との交流が注目されてきた。井上宗雄『中世歌壇史の研究』室町前期、明治書院、一九八七年。秦澄美枝『和歌と連歌の接触―実隆・宗長・統秋をめぐる―』『和歌文学研究』第六五号、一九九三年。

- (3) 『復刻日本古典全集 體源鈔一〜四』、現代思潮社、一九八七年。原本は焼失。伝本としては菊亭家旧蔵本（京都大学附属図書館蔵）が善本である点が中原香苗（『體源鈔』の生成）伊井春樹編『古代中世文学研究論集』第三集、泉書院、二〇〇一年。）により報告されている。

- (4) 坂本麻実子「足利義満と笙」小島美子・藤井知昭編『日本の音の文化』第一書房、一九九四年。相馬万里子「琵琶の時代から笙の時代へ―中世の天皇と音楽―」『書陵部紀要』四九、一九九八年。豊永聡美「後光厳天皇と音楽」『日本歴史』第五九七号、一九九八年。

- (5) 『體源鈔』には「公武ノ御師範」を務めたのは「豊原嫡々」であると記される。また、天皇・將軍への伝授記録「禁裏御笙始代々之記」「將軍家御笙沙汰記」が巻十一上に収められる。

- (6) 福島和夫「文龜元年四月四日後柏原天皇女房奉書と豊原家の人々」『東洋音楽研究』四五、一九八一年。

- (7) 福島和夫「音楽相承系図集」考付翻刻『日本音楽史研究』第一号、上野学園日本音楽資料室研究年報、一九九六年。

- (8) 拙稿「豊原縁秋考―室町中・後期の地下楽人の一断面―」『武蔵大学人文学会雑誌』第二九巻第一・二号、一九九七年。

- (9) 豊原系図には養子の吊り方など諸本で異同がみられるが、本稿では嫡家豊原統秋が捉えた「家」に基づき考察するため、系図も『體源鈔』所収のものを用いた。

- (10) 前掲註8。

- (11) 豊原喜秋編『豊原改正總家伝』（上野学園大学日本音史研究所にて紙焼きを閲覧）の分類による。大正期、豊原喜秋が『地下家伝』の形式に倣って編纂したもので、子孫に伝わった豊原各家の流れについて理解できる資料。第一、第二などの称は南北朝当時のものではないが、便宜上を用いる。

- (12) 押田良久『雅楽観賞』、文憲堂七星社、一九六九年。

- (13) 滝沢友子・下浅千穂・芝田泰典「東儀鉄笛著『楽道偉人伝』翻刻」『雅楽資料集《論考篇》』、二松学舎大学21世紀○○プログラム中世日本漢文班、二〇〇六年。
- (14) 東儀季治原著・平出久雄改筆「楽道偉人伝(その二)」『雅楽界』第三七号、一九五四年。東儀季治は後に鉄笛と号した。
- (15) 陵王「荒序」は南北朝・室町期の笙最秘曲であり、特別な機会に演奏されるものであった。「代々公私荒序所作事」(『體源鈔』卷十一上所収)として、その所作の記録が豊原家に伝えられる。
- (16) 「八幡宮正月神事」(『體源鈔』卷三下)、「宮寺恒例神事八幡宮次第略記」(『體源鈔』卷十一上)など。
- (17) 同じ笙を伝える堂上楽家、山科家の笙始はもう少し成長して後のことであり(山科教季(万菊丸)は十歳で笙始を行った(『教言卿記』応永十四年十二月七日条)、このように通過儀礼と笙の教習を同日に行なう点は、地下楽家豊原の習いと推測される。
- (18) 「七歳」十二月廿日笙始、祖父龍秋教始給ケリ、「九歳」楽数六十三吹タリケルホトニ、祖父仰云、楽カスト申、器用ト申、イマハ秘曲不可レ有子細トテ、六月廿日蘇合被授畢、「十五歳」四月十日荒序相伝、祖父入道龍覚所被授也、叔父信秋奥書モトル、曲ノ主斯道棟梁タル間取レ之也、父成秋奥書モ取レ之、但十一日取レ之畢」
- (19) 『難太平記』(『群書類従』第二二輯所収)には、細川清氏から今川貞世への伝言を信秋が取次いだことが記される。
- (20) 山下左京亮舎弟四郎左衛門尉(氏郷)・曾我兵庫助(氏助か)・村上掃部助(氏頼)などが挙がる。
- (21) 將軍家が牽引した天神講については、別稿を用意する。
- (22) 史料纂集『園太暦』、延文三年七月七日条。
- (23) 大日本古記録『後愚昧記』、康安元年三月二十五日・四月七日条。
- (24) 「明応二年風管灌頂記」(『統群書類従』第一九輯上所収)の中に、「英秋記」として引用されている。
- (25) 「豊原信秋記」(『大日本史料』第六編四五所収) 応安七年二月六日・八月十二日条。
- (26) 「禁裏御笙始代々御例」(『體源鈔』卷十一上所収)。
- (27) 前掲註25。
- (28) 前掲註11。
- (29) 信秋は応安元年の後光厳天皇への御伝授の際に、自身の賞を音秋の近衛將監叙位に替えた。その際、音秋の昇進は超越上首十四人であった(「明応二年風管灌頂記」)。
- (30) 明德三年(一三九二)の量秋「荒序」所作初度時、二十四歳(「代々公私荒序所作事」『體源鈔』卷十三所収)とあるところから逆算した。
- (31) 永徳元年(一三八一)の「將軍家進上信秋奥書」には「孫子量秋」と確認できる(「代々公私荒序所作事」『體源鈔』卷十三所収)。
- (32) 第一分家は豊原近秋を祖とする。器用不足の嫡家に代わって「荒序」を伝えられ、以降、その所作権を主張するようになった。
- (33) 「將軍家御笙沙汰記」(『體源鈔』卷十一上所収)、『體源鈔』所収の(豊原系図) 英秋の注記によれば、永和三年より將軍家御師範とある。正式な將軍御笙始に先行して、英秋が内々に手ほどきしていたことを示すのではないだろうか。
- (34) 「禁裏御笙始代々之記」(『體源鈔』卷十一上所収)。
- (35) 坂本前掲註4。
- (36) 坂本麻実子「15世紀における御遊」『人間文化研究所年報』一四、御茶ノ水大学、一九九一年。
- (37) 『荒暦』永徳元年七月二十三日条。(桃崎有一郎「史料紹介」『荒暦』永徳元年・二年記の翻刻)『年報三田中世史研究』十二、二〇〇五年十月。
- (38) 前掲註37。
- (39) 「神輿造替并社頭中門廻廊等料足引付(至徳三年二月日)」(『北野天満宮史料』所収)。
- (40) 史料纂集『教言卿記』、応永十四年十月二十六日条。史料纂集『北野社家日記』、延徳元年九月二十一日条。
- (41) 応安七年からすでにその傾向にあったことが「豊原信秋記」(五月十六

日条)よりわかる。「信秋中風所勞、聊雖少減得、存命計也」

- (42) 『體源鈔』「然に某荒序相伝事十七歳(量秋例)霜月に可伝授旨所存に、」とあり、統秋も英秋の十五歳の例ではなく、量秋十七歳の例に倣おうとした(『體源鈔』卷一所収)。

- (43) 荻美津夫「南北朝期における楽人豊原氏について」『雅楽界』第五九号、小野雅楽会、一九八六年。

- (44) 「当家には兼秋息每譜并豊兼抄、又十三帖譜」(『體源鈔』跋文)。

- (45) 前掲註11。

- (46) (豊原系図)(『體源鈔』卷十三所収)

- (47) 「彼朝臣(≡統秋)述懐長歌、系図并英秋日記等携之、一見了」(『実隆公記』(永正八年十月十八日条)。なお、前掲註24「明応二年風管灌頂記」に引かれた「英秋記」には「他月除之」とあるので、これが「英秋日記」からの抜書きである可能性があるだろう。

- (48) 松蘭齋『日記の家—中世国家の記録組織—』吉川弘文館、一九九七年。

- (49) 前掲註8。

- (50) 『體源鈔』(豊原系図)のうち、注記の詳細な人物に、兼秋・則秋・龍秋・信秋・成秋・英秋が挙げられる。

- (51) 『地下家伝』の豊原氏のなかに、「英秋」は載らない。室町期の中継としての役割が、後代では嫡家の流れにも父成秋の流れにも位置づかない扱いとなったのであろうか。

- (52) 近藤静乃「豊原英秋撰『瑞鳳集』について」『芸能の科学』三三二、二〇〇五年。同「南北朝・室町期の豊原家笙譜による「朗詠伽陀付物」小考」『芸能の科学』三三三、二〇〇六年。なお、本稿は近藤氏による口頭発表「豊原英秋笙譜『瑞鳳集』所収の朗詠伽陀付物に関して」と同日に行った「豊原英秋考」(東洋音楽学会東日本支部第十五回例会、二〇〇四年七月三日、於東京芸術大学)に基づくが、大幅に加筆修正を加えたものである。

- (53) 『大日本史料』第六編三〇冊、応安二年正月二十七日条。続史料大成『愚管記』、応安四年九月十三日条。

- (54) (新訂増補)国史大系『公卿補任』二、応安七年。

- (55) 「豊原信秋記」応安七年正月八日条。

- (56) 『大日本史料』第六編三三二冊。

- (57) 史料纂集『教言卿記』。

- (58) 『教言卿記』応永十三年三月十五日条。

- (59) 近藤は、英秋譜を所望した人物を右大将足利義持とするが、後小松天皇であることは明らかである。

- (60) 前掲註18。

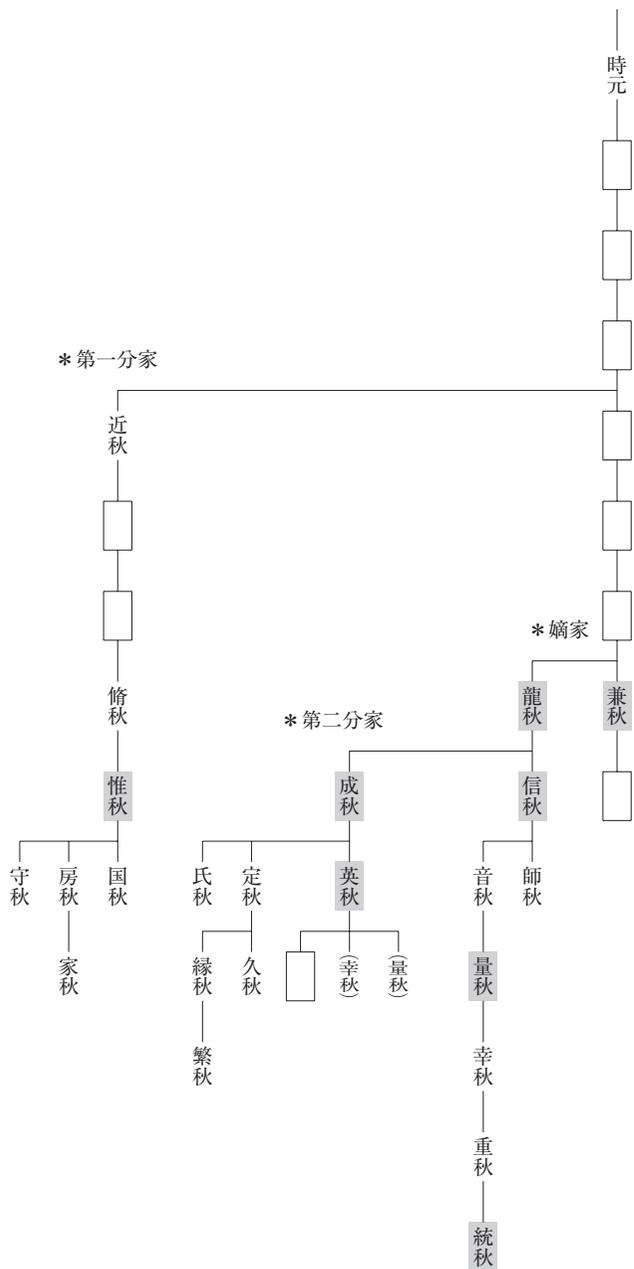
- (61) 信秋は斯波義種への譜を所勞により代筆させた例もあるので(「信秋日記」応安七年三月二十八日)、『瑞鳳集』書写の人物として英秋が登場した可能性があるだろう。

史料閲覧に際してお世話になった、上野学園大学日本音史研究所、京都大学附属図書館、京都大学文学部古文書室の各位に御礼申し上げます。また、『瑞鳳集』奥書に関して、遠藤徹氏、藤原重雄氏より種々ご教示いただいた。記して御礼申し上げます。

〔付記〕本稿校正中、馬淵和夫『枝葉鈔』翻刻並解題(一)(『研究紀要』20、醍醐寺文化財研究所、二〇〇五年三月)にて「信秋—英秋(実成秋子)」と吊る系図を確認した。豊原氏自身が記した系図ではないが、「見聞に随い注した系図」とあり、豊原嫡家構成員として英秋を認識する室町期史料として重要である。第一・第二分家との関わりを含め、次稿で考察したい。

【系図1】

『體源鈔』卷十三所収の〔豊原系図〕を基に、本稿に関わる人物を抜粋して示す。実子・養子に関わらず全て実線でつなぎ、論旨に関わる重要人物は網掛けで示した。



出典	参考	【出典略称】												
当		当 =「英秋当道相伝事」(『體源鈔』十二上)												
当		代 =「代々大鼓所作少々載之」(『體源鈔』十二上)												
当		禁 =「禁裏御筥始代々御例」(『體源鈔』十一上)												
当		将 =「將軍家御筥沙汰記」(『體源鈔』十一上)												
当		荒 =「代々公私荒序所作事」(『體源鈔』十三)												
当		系 =「豊原系図」(『體源鈔』十三)												
当		信秋 =「豊原信秋記」(『大日本史料』六-四五)												
当	12/12、父成秋、足利基氏の御筥御師として関東下向。	園 =「園太暦」												
当	↓ (この間、父成秋と別居)	後愚 =「後愚昧記」												
当	閏10月、父成秋、関東より上洛。	門 =「門葉記」												
当	11/28、父成秋、関東下向。	空 =「空華日用工夫略集」												
当	↓ (この間、父成秋と別居)	弁 =「弁官補任」												
当		雲 =「雲井の御法」(『群書類従』二四)												
当		陽 =「陽禄門院三十三回忌の記」(『群書類従』二四)												
当		明 =「明応二年鳳管灌頂記」(『続群書類従』一九上)												
当		豊原家座次 (□:嫡家、下線:第1分家、ゴチック:第二分家)												
当	7/4、父成秋、関東より上洛。		40歳											誕生
当	7/7禁裏御筥に英秋出仕。山科教言と共に筥所作〔園〕。	籠秋	信秋	成秋	惟秋	師秋								
当	3/25右兵衛尉〔弁〕				40歳									
当							10/13没20歳							
当	3/25禁裏舞楽(教言と英秋共に出仕)。3/27仙洞舞楽にて筥〔後愚〕。	(入道)	道の棟梁〔当〕				×							
							×							
			閏正/9没72歳				×							
系		×	3/26荒序	3/19没43歳			×							
		×		×			×							
後愚	10/19後光厳天皇、西園寺実俊の北山第で妙音講。英秋見えず。	×		×			×							
系	4/6後伏見天皇33回忌法会、英秋見えず。〔門〕	×	7/1荒序	×			×							
明		×		×			×						左近将監	
代		×		×	50歳		×							誕生
代		×		×			×							
代		×		×			×							
		×		×			×							
		×		×			×							
信秋	信秋、中風の患い記す。	×	(筥一)	×	惟秋	×	国秋	英秋	音秋	房秋	藤秋	守秋	定秋	(量秋)
禁	嫡家信秋の息二人とも没。	×		×	4/15荒序	×			2/4没19歳					7歳
後愚		×		×		×			×					
系		×	60歳	×		×			×					
		×		×		×			×					
将、荒	義満の筥始以降、信秋の代として活動。	×		×		×			6/18荒序	×				
将、雲		×		×		×			×					
将、荒	11/26筑後守〔系〕	×		×		×			3/12荒序	×				
禁		×		×		×			×					
		×		×		×			×					
陽		×		×		×			×					
		×		×		×			×					
		×	4/15没69歳一者23年			×			×					
空		×	×	×		×			7/24没	×				

表1

和暦	西暦	年齢	英秋事歴（ゴチックは祖父龍秋との関わり）
貞和3	1347	1	正/9誕生。楽を聞けば泣き止み、寝入る。祖父龍秋の名を譲られる。
貞和4	1348	2	笙の置いてあるところへ這い寄ってゆき、吹けば問題なく鳴った。石清水八幡に社参して松若と名付（高良神社の松童にて）。
貞和5	1349	3	笙の竹の名を読み覚える。文字を知ったのも笙の竹名からである。
観応元	1350	4	唱歌にて五常楽急を習い、歌う。
観応2	1351	5	唱歌にて楽数8、習い歌う。2/28左衛門少志。吹きたる楽を聞き、目録・譜に書いたり拍子をさすことに間違いはなかった。
文和元	1352	6	楽数20、覚えて歌う。（父成秋、関東へ下向：右欄参照）
文和2	1353	7	12/20笙始・袴着。鎌倉殿（基氏）より御直垂を賜り着る。笙始の師は祖父龍秋、笙は將軍家の「達智門」を用いる。笙始を目出、將軍家より御馬一定下される。
文和3	1354	8	正月、將軍家へ参り、御前にて五常楽急を吹く。御感あつて御小袖を賜る。父成秋より陵王破・太平楽急など習う。教える側が忘れたことも、まるで習うがごとくに吹いた。太鼓の教習を希望して習う。
文和4	1355	9	楽数63を吹く。祖父龍秋、秘曲伝授を許可。6/20蘇合を授けられる。將軍家、基氏などから下り物あり。基氏自身が御笙始に用いた「小笙」を下賜。10月には楽数73吹く。いずれの楽も習わずして概ね聞き取ることができた。將軍家天神講など楽出仕。（父成秋、関東へ下向：右欄参照）
延文元	1356	10	祖父龍秋、関東の成秋に松若の伝習状況を伝える（万秋楽相伝の器用は備えるが、年齢が心にかかる。今年の伝授は斟酌すべき）。8月、初めて和歌を詠む。
延文2	1357	11	6月には楽数115を吹く。7/26万秋楽相伝。内裏より山科教言を介して召しあり。父子とも参上し、楽を奏す（面目の至り）。10/15八幡放生会の御繩に付童として。12/27元服、烏帽子親は祖父龍秋。内裏より冠を下される。
延文3	1358	12	正/16石清水八幡宮御節出仕始。正/25將軍家天神講にて鉦鼓（鉦鼓始）。6/18今熊野六月会に祖父の御代官として出仕。6/23甘州只拍子を父成秋より相伝。7/7禁裏御楽に元服後初の出仕。9月、皇帝、団乱旋一度に相伝。
延文4	1359	13	3/25右兵衛尉。3/29内裏御楽にて千秋楽を一人奏す「兵衛尉ノ拜賀ニ楽可付仕之由直ニ蒙勒」。9/15内裏御楽にて鉦鼓。10/2内裏御楽にて大鼓。12/10内裏御楽にて鞆鼓。
延文5	1360	14	7/8蘇合四帖相伝、甘州只拍子奥書を書き入れる。
康安元	1361	15	4/10荒序を祖父入道（龍秋）から授けられる。「如此十五才ニテ道極ル事故兼秋并英秋也、此兩人之外更上古ニモ無之、況ヤ未代ニライテヲヤ」
貞治元	1362	16	
貞治2	1363	17	
貞治3	1364	18	父成秋死後、関東へ下向。
貞治4	1365	19	
貞治5	1366	20	
貞治6	1367	21	4/26基氏没により、英秋上洛。
応安元	1368	22	禁裏御楽で、笙・大鼓など所作。5/13後光厳天皇の笙灌頂に関する記述を英秋が残す（『明応二年鳳管灌頂記』に引用される）。
応安2	1369	23	7/4禁裏御楽にて大鼓。
応安3	1370	24	3/24禁裏舞御覧にて大鼓。
応安4	1371	25	10/15北山殿法華講にて大鼓。
応安5	1372	26	
応安6	1373	27	
応安7	1374	28	六位英秋。天神講参仕。九州へ物詣のため下向2/6～8/12上洛。
永和元	1375	29	8/28後円融御笙始：御師範信秋中風のため、英秋が代官として所作。
永和2	1376	30	3/24禁裏舞御覧にて大鼓。
永和3	1377	31	31歳より將軍家御師範。
永和4	1378	32	
康暦元	1379	33	2/9將軍家御笙始（義満）御師範信秋の病により、英秋が代官。同じく6/29將軍家蘇合御伝授、7/7將軍家七夕御楽にて英秋笙、11/8將軍家万秋楽御相伝出仕（信秋代か）。11/22將軍家花の御所御楽にて笙。6/18禁裏舞御覧にて達智門で荒序初度。
康暦2	1380	34	1/29内裏法華懺法講に出仕。3/3禁裏御楽將軍家御参内、英秋笙。6/19病の信秋に代わり、英秋が將軍家甘州只拍子御相伝の奥書を進上。8/27將軍家、皇帝、団乱旋御相伝に英秋出仕。
永徳元	1381	35	五位英秋。2/29禁裏御遊將軍家所作の禄として、太刀一振英秋拝領。3/2將軍家蘇合御相伝、信秋、英秋以下。英秋太刀拝領。7/24大臣大饗の御遊に英秋出仕。8/27將軍家荒序御伝授。3/12將軍家舞御覧にて達智門で荒序所作。
永徳2	1382	36	3/26將軍家御参のうえ、禁裏蘇合御御伝授（後小松）。御師範信秋の病により、英秋が代。終わって後、將軍家内々に英秋を召し御申沙汰。
永徳3	1383	37	
至徳元	1384	38	10/27陽祿門院三十三回忌御法要に出仕。
至徳2	1385	39	
至徳3	1386	40	
至徳4	1387	41	正/6従五位上か。7/24没。7/25茶毘下火（あこ）の仏事、南禅寺にて。法名真英。